

審 査 基 準 整 理 票

処分名	利用証の交付		
根拠法令名	大津市立図書館の管理運営に関する規則	(条項) 第 7 条第 1 項及び第2項	
基準法令名	大津市立図書館の管理運営に関する規則	(条項) 第 6 条	
所管部署	教育委員会 図書館 奉仕係		
標準処理期間	3 日以内	法定処理期間	—
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 【根拠法令】 (利用の手続) 第7条 資料の個人貸出しを受けようとする者は、所定の申請書に必要事項を記載して、館長に申請し、所定の利用証の交付を受けなければならない。 2 前項の規定により、利用証の交付申請をするときは、前条の規定による資格を証明する書類を提示しなければならない。 【基準法令】 (個人貸出) 第6条 資料の個人貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内の官公署、事業所等に勤務する者 (3) 市内の学校に通学する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、館長が適当と認める者			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。